

甲佐町オレンジ通信

令和 6 年 8 月 甲佐町地域包括支援センター

第 3 号(通巻第 93 号)

「共生社会の実現を推進する
ための認知症基本法」をご存知
でしょうか？



令和 4 年(2022 年)の統計に基づく令和 22 年(2040 年)には、認知症の高齢者は約 584 万人、軽度認知障害の人は約 613 万人、合わせて約 1,200 万人にのぼると推計されます。これは、およそ高齢者の 3.3 人に 1 人にあたります。

国が定める認知症基本法は、目的において「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことかできる」ことを掲げています。「認知症の人」が主語となっている法律です。

また、取り組みかたは認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価し、国、地方公共団体、そして地域の関係者が連携して取り組んでいくと示されています。



こうした中、共生社会の実現に向けて、国民一人ひとりが我が事として理解し「新しい認知症観」に立って施策を進めることが重要であるとしています。

「新しい認知症観」とは、認知症になったら何も出来なくなるのではなく、出来ること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、役割を果たし、自分らしく暮らしたいという希望があることなど、認知症の人が基本的人権を有する個人として認知症とともに希望を持って生きるという考え方です。

そもそも、人としての尊厳は、日本に暮らす一人ひとりが持つべきなのです。

一人ひとりが大切に、ユニークな存在で、みんながそれぞれに生きる希望を持っている。障がいがあっても病気があっても、希望があり、心は健康でいられる。そんな社会の実現が他の人ではなく「我が事」でもあるのです。

甲佐町地域包括支援センターでは、6月から月に1回、全10回にわたって認知症に関する情報「甲佐町オレンジ通信」を発行します。



お問い合わせ先
甲佐町地域包括支援センター
(甲佐町役場 福祉課)
TEL 234-1114